

「久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（案）」に対する意見及び市の考え方

第Ⅰ章 本方針策定の背景

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
1	団体	2	<p>2 本市におけるこれまでの取組 10行目「障害者差別解消法の平成28年4月施行に向けて…」の下線部分はP1の「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（…以下「法」という。）と同じであれば「法」にすべきである。 理由 P1で規定したと統一する方がよい。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、第2期久留米市障害者計画からの引用であるため、当該計画における記載内容をそのまま転記したものです。（原案のとおり）</p>

第Ⅱ章 障害者差別の解消の推進に関する基本的な方向

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
2	団体	3	<p>3 本方針の対象範囲（2）対象分野 1行目「本方針は、本市が行う施策、事務、行政サービス等全般…」を「…医療、介護、教育、行政サービス等」と下線部を挿入変更。 理由 障がい者の生活にかかわる主な分野を盛り込むことで、担当する職員の当事者意識を喚起したい。国の障害者差別解消法17条では、「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものとされており、本条例では行政サービス等全般に含まれているものとするが、具体的に明記した方が職員の当事者意識の向上につながると思う。</p>	<p>ご指摘の法第17条に規定する箇所につきましては、法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」を構成する関係機関が関連する分野を例示したものです。 一方、本方針（案）は、障害者差別の解消に向けた久留米市の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものであり、市の全ての施策領域が対象となり、市の全ての組織及び職員が当事者意識を持つことが重要であることから、特定の分野を例示しておりません。（原案のとおり）</p>

### 第Ⅲ章 障害者差別の解消の推進に関する主な取組

#### 1 本市職員の意識啓発

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
3	団体	4	基本方針（案）では、市職員の職員対応要領の策定があげられていますが、学校や園でも障害者差別解消法や合理的配慮についての研修を行っていただきたいです。	本方針（案）に基づき、学校、保育園等を含む、あらゆる職場の全ての市職員（教職員を含む。）に対して、法の趣旨の周知徹底などの各種研修等を実施することにより、理解の促進を図ることとしています。（原案のとおり）

#### 2 環境の整備

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
4	団体	5	<p>声を発する私が「聞こえません」と言っているにも関わらず、マスクをしたまま口元を見せずに対応するのはいかがなものか・・・？と思うのです。筆談をしようとしてもしない対応に、やや嫌気がさしてくるときもあります。ですので、職員の研修には必ず、筆談を入れて頂けると助かります。</p> <p>これからは高齢者社会になっていくはずですが、筆談に慣れていないと、高齢者も大きな声を出さずに済むことでしょう。</p> <p>筆談が面倒というのであれば、パソコンに入力して画面を見せて頂くなり、ここ最近できたアプリ「UDトーク」を取り入れて頂くなり、というのはいかがでしょうか。</p>	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。（原案のとおり）
5	団体	5	手話を使える職員を一人でも多く増やしてください。専門的な話は、配置している手話通訳者をお願いするとして、それぞれの課や立場で頻繁に使用される単語の手話表現を覚えて頂けると助かります。できれば、テレビ電話で配置している手話通訳者を通して会話ができるシステムができるとかなり助かります。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。（原案のとおり）

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
6	団体	5	<p>インクルーシブ教育に関して。  聴覚障害児にとっては、授業中の教員の話が分からないままになっている場合が多いです。  特にこれからは、「ラーニング・アクティブ」が取り入れられるそうですが、  そうすると益々、同級生との会話が分からないという困難にぶつかります。  その点をよく踏まえて、支援のシステム体制を作ってください。</p> <p>聴覚障害者で全く日本語が分からない場合、皆さんの思っている世間という物が通じません。  ここは、手話通訳者でも理解できないと言われる点です。その場合、しかるべき関係団体へ連絡をして頂き、支援をして頂けると助かります。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。（原案のとおり）</p>
7	団体	5	<p>建物を建築する際、聴覚障害者は音が全く分かりません。  トイレにこもっている時に、サイレンがなっても逃げることはできません。  聴覚障害者だけの会議を行っている際も、サイレンの音が分かりません。  事実、大阪？のろう学校では寄宿舍で火事があった際に、盲者は逃げる事ができたが、ろう者は全員死亡したということもあります。  地震や津波や、高良山の山崩れなどの情報を音声情報のみならず、文面で伝達するシステムの構築をお願いしたいと思います。（メール伝達でも良いが、高齢ろう者はパソコンも携帯も持たない者が多い）</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。（原案のとおり）</p>

### 3 相談体制の整備

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
8	団体	5	<p>(1) 相談窓口 6行目「…適切な機関等への繋がりがなされる体制の構築を目指す。また、さまざまな困難を抱えた障害者が1カ所で相談できるように相談窓口のワンストップ化を図る。」と下線部分を追加。 理由 相談窓口に行くことさえ困難な障害者がいることや、さまざま障害をもつ人の精神的、肉体的困難の軽減を考慮すべきだと考える。</p>	<p>本方針（案）でお示ししているとおり、本市では、障害者福祉を所管する部局に障害者差別解消に関する相談窓口を設けることとしております。 この相談窓口は、相談の一次的な受け皿となりますが、自ら対応できない事案については、他の適切な機関等へ事案の引き継ぎ等を行うこととなります。 この場合、相談者の負担にならないような円滑な引き継ぎ等に努めてまいります。（原案のとおり）</p>
9	団体	5	<p>(1) 相談窓口 6行目「…構築を目指す。相談体制の構築にあたっては、相談者のプライバシーはもとより性に配慮した相談ができるよう、女性の担当者を必ず配置する。」と下線部分を追加 理由 多くの場合、女性が障がい児者の育児や介護にあたっていることが実態であること。さらに、障がいをもつ女性は複合的な差別の中で生きていることから、プライバシーや性に配慮した相談体制が必要だと考える。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。（原案のとおり）</p>
10	70歳代男性	5	<p>(1) 相談窓口の項に”相談に応じて適切な機関等への繋がりがなされる体制の構築を目指す”とありますが、ワンストップ窓口体制の構築こそ目指していただきたいと切にお願いいたします。 差別されて困った、又は差別を感じた障害者本人・保護者は、訴えようとしたときに行政窓口へ相当の決心をして出向きます。そうした際に最初に出向いた窓口で詳しい説明を求められ、そのうえで又別の所管窓口に戻され同じ説明をしなければならぬというのは、差別を感じた者にとってきつすぎます。そうであれば、いわゆる勢い「泣き寝入り」ということになりかねません。 ぜひ問題解決の専門部署の設置をお願いいたします。</p>	<p>No.8に同じ。</p>

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
11	団体	6	<p>(2) 障害者差別解消支援地域協議会 ① 趣旨 7行目「…ネットワーク（庁内関係機関ネットワーク、庁内・庁外関係機関ネットワーク）を構築することが有益であると考えられる。」と（ ）部分を挿入。</p> <p>理由 以下の②③においては民間の組織が検討されているように思えるが、多様な障害者の困難な状況解決のためには、日頃から庁内・外の関係機関が連携しておくことが大切。</p>	<p>ご指摘の箇所は、国の基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針）に準じて、法に基づく障害者差別解消支援地域協議会を組織する趣旨について述べたものです。</p> <p>なお、ご意見の庁内・外の関係機関の連携につきましては、実際の対応において適切に取り組んでまいります。（原案のとおり）</p>
12	50歳代女性	6	<p>◎障害者差別解消支援地域協議会について 障害者差別解消法に大きな期待をしています。しかし、具体的にどうすれば、この法律を生かすことができるかを考えたとき、現状の相談窓口・機関では、限界があるように感じます。相談事例のなかにうもれてしまう差別事例を解決するためには、是非とも障害者差別に特化した「協議会」の設置が不可欠だと思います。</p> <p>障害当事者の視点はもちろんのこと、弁護士等も含めた法律の専門家、行政などで、差別解消の専門員集団として機能させてほしいと思います。</p>	<p>本方針（案）でお示ししているとおり、「障害者差別解消支援地域協議会」の有用性については認識しておりますが、設置の要否等については、法施行後の相談状況や他自治体の設置・運営状況等を勘案しながら検討してまいります。（原案のとおり）</p>
13	70歳代男性	6	<p>差別解消支援地域協議会について、趣旨や役割等が明確に述べられているにもかかわらず、設置の部分ではトーンダウンしている印象を受けます。</p> <p>この法律が障害者の差別解消のために有効に働くためには、各地域で差別解消支援地域協議会が設置され、機能することが必要不可欠と考えます。</p> <p>既に障害者差別解消に関する条例を持っている自治体などでは、モデル事業を実施していると聞いています。それらを参考にして久留米でもぜひ差別解消支援協議会を設置されるよう強く要望します。</p>	<p>No.12に同じ。</p>

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
14	団体	6	「障害者差別解消支援地域協議会」についても設置の方向でお願いしたいと思えます。親が直接学校や園、教育委員会に訴えても、解決にいたらないケースも多くあり、中には訴えることを諦め、泣き寝入りする保護者もいます。 久留米市の条例を制定・予算化し、第三者機関として「地域協議会」に権限をもたせ、相談や紛争解決にあたってもらいたいです。	No.12に同じ。
15	個人	6	「障害者差別解消地域支援協議会」設置の可否を検討する、とありましたが必ず設置していただきたいです。現実的にきちんと機能する、各方面の経験ある専門家をメンバーに入れてほしいです。	No.12に同じ。

#### 4 市民等に対する啓発活動

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
16	団体	7	(2) 6行目「…いくための取組を進める。」の後に「そのために、学校等、教育関係者に対して研修等を実施し、その周知徹底を図る。」を挿入。 理由 教職員の中には、インクルーシブ教育の推進について趣旨をよく知らない人もいるのではないかと考えられるため、教職員、学校関係者の研修を徹底すべきだと考える。	ご指摘の箇所は、障害者に対する心の障壁の除去のために、障害のない児童生徒と障害のある児童生徒が共に活動する機会を可能な限り確保し、年齢を問わず障害に関する知識・理解を深めるための取組を推進していく考えを示した部分です。その取組を推進するためには児童生徒の保護者の理解も深めてもらう必要があると考えます。 一方、市の教職員に対する研修については、No.3にお示ししたとおりです。(原案のとおり)

○方針全体に関するもの

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
17	個人		<p>自閉症・重度知的障害を持つ学齢期の息子の母親なので、「差別解消法」により教育がどのように良くなって行くのか、大変気になる。差別解消法は、私たち障害児の親や当事者たちが切実に求めていたものが網羅されているが、基本方針（案）には教育についての記述がわずかで不安を感じる。</p> <p>平成24年度の障害者（児）生活実態調査から、保護者の特別支援教育や教師の専門性への不満が見て取れるが、現在の学校現場はどのように改善されたのか？幼児期の支援は、療育機関等からアドバイスがもらえることで昔より良くなった面もあるが需要に追いつかない。また、幼児期行ってきた支援方法を学校教育に活かしてもらおうにも教師の技量を上げることが困難だったり、教師が変わると全てがゼロからの出発になる、などの事例も多く耳にし、校長の考え方で専門家や家庭の連携が取りにくくなった話もある。療育の機会がなかった障害児保護者の話はより悲惨。</p> <p>保護者の多くが「学校を変えるのは不可能だ」「学齢期の内に卒業後の生活を見据えた教育を学校に望むのは難しい」と感じており、これは“差別を受けているのに自覚が無い、又は表明する意義を感じていない”ということでは？このままでは差別解消法が生きた法になるのは困難に思える。</p>	<p>本方針は、本市が行う施策、事務、行政サービス等全般を対象としています。したがって、教育に限らず、特定の分野についての記述を行っておりません。</p> <p>したがって、それぞれの分野を所管する部局等において、障害者差別の解消を推進する取組がより一層なされるよう、本方針の浸透を図っていく必要があると考えております。</p>

○その他

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
18	団体		いくつかの他自治体では、障害という言葉に「障がい」と記述している。久留米市でも法律等の文言は仕方がないが、一般的表現では「害」を使わないようにしたらどうだろうか。	本市では、障害当事者も含む策定委員による第1期久留米市障害者計画策定時の議論も踏まえ、「障害」の表記については、他団体の表記等については尊重しつつ、法令用語に準拠することを基本とすることで用法を統一しております。 また、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の考え方の基礎となっている「社会モデル」（障害は、本人の心身の状態のみではなく、社会のあり方によっても生じるという考え方）も踏まえ、現在のところ、「障がい」への表記の変更は検討していません。
19	団体		苦情解決制度として福岡県運営適正化委員会があるが、久留米市の実態をよく知り、タイムリーに対応できる市独自の苦情処理機関を設けていただきたい。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。
20	団体		女性である障害者の複合的困難な状況について規定が置かれていることを高く評価するが、さらに高齢者や性的マイノリティのことにも配慮いただきたい。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。
21	団体		久留米市地域生活支援協議会に、聴覚障害の当事者はおられますでしょうか？ 事実、久留米市身体障害者協議会に久留米市聴覚障害者協会は入っておりますが、会議の際に聴覚障害者としての意見を述べる場もないと聞いております。また、久留米市難聴者・中途失聴者協会は、久留米市身体障害者協会に所属しておりません。 ということは、聴覚障害者の視点が欠けているのではないのでしょうか？これぞまさしく「私たち抜きに私たちのことを決めないで」ではないのでしょうか。 と言いますのは、久留米市役所に「耳マーク」を掲げて貰っておりますが、形だけにすぎないのでは・・・？と思うことが多々あります。 聴覚障害者と言っても、文を読めずに日本手話を使用するろう者から、声を発する日本語文を理解する中途失聴者まで幅広くいます。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
22	70歳代 男性		<p>知的障害のある娘が、10年以上働いている。娘の世話をしている両親は老齢で、いつまでも世話をできない。娘には出来る限り、いつもでも働ける環境が欲しい。自宅通勤なので通勤できる圏内でグループホーム、シェアハウスとか又は単身者の寮で寮母さんがいるような施設ができれば、長く働けると思う。費用は年金の範囲内が一番。障害者の社会進出を近頃よく耳にするが、一人では食事も作れず、社会に出ても生活できない。過去数箇所の施設を見学したが、職場迄遠く、便利が悪く、通勤は無理で、仕事を辞めたら施設から出されるとか、食事も弁当店の弁当だったり。就労支援A型、生活援助の施設は多いが、働く者の施設がどこにあるのか分からない。見方によっては一種の差別かも。</p> <p>以前市役所に相談し、障害福祉サービスを利用してと言われたが、食事も作れない娘が福祉サービスのみでは生活は難しいと思う。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>
23	団体		<p>「久留米市障害者計画」の重点施策の中にも記載されていますが、発達障害などに対する理解を促進するため、発達障害に関する情報提供・啓発への取組みや、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの教職員等に対して研修を積極的に行い、発達障害の特性や支援法について理解を深めて欲しいです。</p> <p>また、発達障害児・者の医療・保健・福祉・教育・労働の各分野において支援を行っているスペシャリストの方々に研修を行い、地域の核となる発達障害支援スーパーバイザー（ゼネラリスト）の養成も、重ねてお願いしたいと思います。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>

No.	意見者	該当ページ	案に対する意見の概要	市の考え方
24	個人		<p>基本方針案の「環境整備」の中で「新しい技術開発が投資負担の軽減となる」とあるが、学校教育にも大きく通じる。学齢期を終え社会に出ている当事者の中には仕事はもちろん外出もろくにできないニート状態にある人、触法行為や不適切な行為をしてしまう人などが実は沢山いる、とのこと。</p> <p>親亡き後どうやって地域で生活していくのか、受け入れてくれる施設はあるのか、虐待にあうのではないか…他人事ではなく、社会にとっても大きな問題。その実態を根本から変えていけるのは教育しかない。知的障害や発達障害が重度でも教育によって成長していく子どもの姿は、周りの健常の子どもも大人も共に成長させる。学校全体、ゆくゆくは地域をも豊かにできる。久留米市の今ある「協働によるまちづくり」や「人権尊重」の姿勢で取り組まれた活動と混ざり合えば、他に見ない素晴らしいまちづくりになると思う。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>
25	個人		<p>効果的な教育（療育）方法をアドバイスできる専門家、就学以降年齢問わず相談できる機関をもっと増やしてください。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>
26	個人		<p>久留米大学に人材育成のための学科を設置してほしいです。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>
27	個人		<p>学校内でリーダー的存在になれる専門性の高い職員を増やし、学校内で担任まかせにしない担任を孤立させないチーム体制をどの学校にも作ってください。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>
28	個人		<p>現在の教員研修の内容の見直しをしてください。従来の内容や机上の研修ばかりでは実際の学校生活で「どうすればいいのか分からない」教師が多すぎます。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の取り組みの参考といたします。</p>